

【取組の概要】

地方公共団体が、地元の建設業、製造業、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水販売メーカー及び民間倉庫との防災協定の締結、帰宅困難者対策等、企業との連携を進めることは、「地震・津波災害に強いまちづくり」を行う上で有効です。

また、地方公共団体は、建設業との連携により、早期復旧を実現させるために確実に実現させる体制を構築し、訓練などを通じて定期的に確認しておくことが重要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・災害協定締結状況等（首長と民間関係機関代表が握手する写真等）をホームページ等で公表することは、締結先の拡大につながります。
- ・道路の啓開等においては、建設業者の協力が不可欠であり、災害時の初期活動を行うための防災リソースマップの作成（業者の配置、人材、重機・資機材、避難所等の施設整備の現状把握）を行うことが有効と考えられます。
- ・建設業と協定を結んだとしても、大規模災害では多くの地方公共団体が建設業に支援を要請することが考えられ、結果的に支援を受けられない事態が想定されます。そのため、資機材・重機、オペレーター、作業員などの保有状況を定期的に把握し、重機等に必要な燃料の種類と必要量を確保する方策などの検討が必要です。
- ・地域防災力の向上には、地元企業の事業継続が不可欠であり、企業のBCP^{*}策定に向けた普及活動に取り組むことも重要です。

※ 事業を継続するための計画を「事業継続計画」（BCP（Business Continuity Plan））といいます。

◆参考資料

- ・事業継続ガイドライン第二版－わが国企業の減災と災害対応の向上のために－（事業継続計画策定促進方策に関する検討会、内閣府防災担当、平成21年11月）

<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/jigyou/hajimete.html>

- ・内閣府HP「減災への取組」：企業による住民団体との「地域防災協定」の締結

<http://www.bousai.go.jp/km/gst/tsh19006.html>

【事例】

○三重県南伊勢町の取組

・災害時における物資提供にかかる協定の締結

- ・南伊勢町では、大規模な地震や異常気象による自然災害などで被害を受けた際、米などの食料品、日用品、燃料関係の物資の提供を受けるため、JA、三重外湾漁協と「災害時における物資提供にかかる協定」の調印を行っています。



○三重県尾鷲市の取組

・地域貢献型電柱看板

- ・地域貢献型看板は、電柱に巻きつける企業広告の一部に公共広告を掲載し、その広告料を広告主が負担するという「企業の広告と地域への貢献」を目的としたものです。尾鷲市の公共広告には、避難場所や避難経路、海拔表示などを掲載しています。
- ・費用負担は、広告料金と看板制作費のみとしている。

